

平成27年度 第二回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日時 : 平成28年2月22日(月) 午後3時00分～午後4時30分
場所 : 大山崎町役場3階 防災会議室
出席者 : 委員＝宇野委員、権藤委員
事務局＝蛸原政策総務課長、中村管財係リーダー、藤原管財係員
発注担当課＝矢野学校教育課参事、天野建設課長、大西上下水道課長
松岡生涯学習・スポーツ振興係リーダー、
今井上水道係リーダー、浅田危機管理係リーダー、
武田学校教育係リーダー
※会議の前段にて志部委員が急遽欠席となった旨を報告。

《会議の概要》

1. 開会

2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

- (1) 平成27年4月1日から11月30日までに契約した工事案件について報告
- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は18件。
 - ・指名競争入札により契約した案件は1件。
 - ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は7件。
- (2) 平成27年4月1日から11月30日までにを行った指名停止措置状況の報告
- ・該当案件なし。
- (3) 平成27年4月1日から11月30日までにを行った再苦情処理状況の報告
- ・該当案件なし。

3. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

【工事希望型指名競争入札】

- ①大山崎小学校北校舎1・2階トイレ改修工事
- ②円明寺線第48号下部工他新設工事
- ③第二大山崎小学校太陽光パネル設置工事

④府道拡幅に伴う送・配水管布設替工事

【指名競争入札】

⑤放課後児童健全育成事業施設なかよしクラブ改築工事

【随意契約（予定価格130万円を超えるもの）】

⑥水道施設中央監視装置増設工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

①大山崎小学校北校舎1・2階トイレ改修工事について（発注担当課：学校教育課）

（委員長）最低制限価格は公表しているのか。

（事務局）最低制限価格及び予定価格ともに事前公表している。

（委員長）建築工事、電気設備工事、機械設備工事の含まれる案件となっているが、分割するより一体で発注することが望ましい案件であったのか。

（担当課）担当課としてはそのように考えている。

（委員）学校教育課の発注の3案件とも同一業者が落札されているが、このようなことはよくあるのか。

（事務局）3案件とも、複数者による入札であり、また、最も低い入札書記載金額が複数者おり、くじの結果、落札されている案件もあるため、適正に入札を執行した結果となっている。

②円明寺線第48号下部工他新設工事について（発注担当課：建設課）

（委員）設計金額の積算根拠は公表しているのか。

（事務局）本町は非公表扱いとしている。

（委員長）町内業者の定義付けはどのようにしているのか。

（事務局）町内に本店、支店、営業所が存在する業者を町内業者としている。

（委員長）最低制限価格を事前公表すると入札額がその金額に集中し、適正な積算が各業者で行われているのかという懸念も生じるが、公共工事の品質確保を図るために工事完了後の検査で評価し、点数化した結果を指名登録に反映させているのか。

(事務局) 他団体では評価点でランク分けなどもされているが、本町では、完了検査は行おうが、評価点制度までは設けていない状況である。

(委員長) 最低制限価格を導き出す考え方は。掛け率など基準はどうしているのか。

(事務局) 国が示す掛け率を本町でも準用しており、設計金額に一定の掛け率を乗じた金額を最低制限価格としている。

③第二大山崎小学校太陽光パネル設置工事（発注担当課：政策総務課）

(委員) 入札参加業者が1者となっているが、電気工事で大山崎町に登録されている業者数は少ないのか。入札参加資格を満たしている業者数が少ないのか。

(事務局) 町内も含めた乙訓地域での電気工事の登録業者は数社となっており、京都市内業者が多数となっている。本町の場合、登録業者数が少ない場合は、地域要件を広げ、競争性を確保している。

(委員長) 町内で新規に登録された業者の入札参加の扱いはどうなっているのか。

(事務局) 町内で新規に登録された業者の取り扱いとしては、登録年度から3年間は習熟期間とし、4年目から入札に参加できることとしている。

④府道拡幅に伴う送・配水管布設替工事（発注担当課：上下水道課）

(委員) 一部の業者が複数の案件を落札している傾向にあるが、それに対して苦情等はないか。

(事務局) 特に苦情はない。工事の入札の場合、最低制限価格に札が集中し、くじにより落札者が決定していることが多く、くじの結果、複数案件を落札されているということである。

(委員) 公正性や透明性は確保されているのか。

(事務局) 本町の場合、予定価格及び最低制限価格は事前公表としており、公募により広く参加業者を募っているため、職員と業者の結びつきなどの不透明な部分は排除していると考えている。ただ、最低制限価格に札が集中し、結果くじとなっている案件が多いため、また別の部分で検討すべきところが出てきていると考えている。

(委員長) 他の案件でもそうだが、入札参加資格で、京都市内業者には経審点数が800点以上必要となっているが、この点数設定が高く、参加業者数が制限され、競争性確保の障害にはなっていないか。

(事務局) 京都市内業者で800点以上有する業者は多く存在しており、競争性確保の障害にはなっていないと考えている。

(委員) 他の案件でも入札参加者数が少ないのが見受けられるが、原因として何か考えられるのか。

(事務局) 設計金額の積算については適正に積算しており、適正な予定価格を設定している。その他としては、詳細な分析は難しい部分ではあるが、技術者不足なども考えられるのではと思う。

⑤放課後児童健全育成事業施設なかよしクラブ改築工事（発注担当課：生涯学習課）

(委員長) 今回の案件は、工事希望型指名競争入札で入札を実施したが不調となったため、再度指名競争入を行ったとのことだが、不調になった経過は。

(事務局) 2者から入札参加申請があり、うち、1者は辞退となり、1者での入札執行となったが、入札時に求めている内訳書に記載誤りがあったため、入札参加者が失格となり、不調となった。

(委員長) 不調となった入札も今回の入札も辞退者が多いが、積算は適正に行われているか。

(事務局) 設計金額は公共単価等を基に適正に積算している。辞退理由としては、必要な技術者が配置できないなどの理由も含まれている。

(委員) 工事の場合は希望型指名競争入札と思うが、指名競争入札の場合もあるのか。

(事務局) 工事の場合、原則は希望型指名競争入札となっているが、希望型指名競争入札を執行した結果、不調となり、再度、希望型指名競争入札を行う期間がない場合などに指名競争入札で再度入札を執行する場合がある。

(委員長) 指名競争入札での地域要件は、希望型指名競争入札から広げているのか。

(事務局) 希望型指名競争入札時と同様の京都市内までで執行した。

⑥水道施設中央監視装置増設工事（発注担当課：上下水道課）

（委員） この事業は元々2カ年事業であったのか。

（担当課） 1カ年の事業であったが、その後、追加工事が必要となったため、当該システムを開発・構築した業者が内容を熟知しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約により契約を締結した。

（委員長） 工事内容としては、既設のシステムや機器に追加や改変を行うといった内容の工事という理解でよいか。

（担当課） お見込みのとおりである。

（委員長） これを他の業者に依頼すると、工期などで大きな影響が出てくるため、特命随意契約により契約を締結してということか。

（担当課） 監視システムを稼働させながらの工事となるため、町民へ影響が及ぶリスクを少しでも回避するために特命随意契約により契約を締結した。

（3）審議結果（まとめ）について

今回審議した6案件ともに、入札事務は適正に執行されていると考える。

4. その他

事務局から次回委員会のスケジュールの確認。

5. 閉 会